

# 縦覧・閲覧・交付の際に、お持ちいただくもの

申請者の区分	本人であることを確認できるもの (下表を参照してください。)	縦覧等の権利を有する書類
納税者	申請者の 運転免許証、健康保険証など	—
借地人・借家人等		賃貸借契約書、領収書など
代理人		代理人選任届（委任状）注1

(注1) 所有者が入院又は施設入所等で申請者と世帯を別にしており、なおかつ代理人選任届（委任状）に記入、押印できない状態にある場合には、申請者は「固定資産縦覧・閲覧・交付申立書」を提出してください。

【表】申請者本人を確認するために提示が必要な書類等（要綱第6条、第13条関係）

① 1点で本人確認を行うもの	② 2点で本人確認を行うもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・旅券（パスポート）</li> <li>・外国人登録証明書</li> <li>・住民基本台帳カード（顔写真付き）</li> <li>・船員手帳</li> <li>・海技免状</li> <li>・小型船舶操縦免許証</li> <li>・猟銃、空気銃所持許可証</li> <li>・戦傷者手帳</li> <li>・宅地建物取引主任者証</li> <li>・電気工事士免状</li> <li>・無線従事者免許証</li> <li>・認定電気工事従事者認定証</li> <li>・特殊電気工事従事者認定証</li> <li>・耐空検査員の証</li> <li>・航空従事者技能証明証</li> <li>・運航管理者技能検定合格証明証</li> <li>・動力車操縦者運転免許証</li> <li>・教育資格認定証</li> <li>・警備業法に規定する合格証明書</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳（写真あり）</li> <li>・その他（国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で顔写真が貼付されたもの。）</li> </ul>	<p>(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康被保険者証</li> <li>・健康保険被保険者証</li> <li>・船員保険被保険者証</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証 (平成24年度まで)</li> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・共済組合員証</li> <li>・国民年金手帳</li> <li>・国民年金証書</li> <li>・厚生年金証書</li> <li>・恩給証書</li> <li>・住民基本台帳カード（顔写真なし）</li> <li>・縦覧、閲覧及び交付申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又は市長がこれに準ずるものとして適当と認める書類。</li> <li>・預金通帳</li> <li>・預金通帳カード（キャッシュカード）</li> <li>・医療診察券</li> <li>・転出証明書（同時転入の場合のみ）</li> <li>・その他（個人を特定できかつ本人しか持ち得ないものであり、容易に取得できないものとする。）</li> </ul> <p>(ロ) 顔写真付きのものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証</li> <li>・法人が発行した身分証明書</li> <li>・国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書で①に掲げるものを除くもの</li> </ul>

- 1 上記書類のうち、有効期限が設定されているものについては、その期限内のものに限る。
- 2 原則として①の書類の提示を優先する。
- 3 ①を所持していない場合は、以下の方法による。
  - (1) (イ) 及び (ロ) 各 1 枚以上の組み合わせ
  - (2) (ロ) を提示できない場合は、(イ) の 2 枚以上の組み合わせ
  - (3) 上記(1)、(2)の組み合わせによる提示ができない場合は、家族の状況、世帯状況等の聴聞による本人確認によるものとする。
- 4 上記書類の確認内容は、氏名、住所、生年月日及び顔写真による認証とする。